措置状況報告書

監査の名称:平成29年度 指定管理者監査

部 局 名:教育部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
【指定管理者監査】 ②大分市海部古墳資料館 [指定管理者名] 坂ノ市地区社会教育関係団体連絡協議会 会長 長田 宰 [所管課]		
文化財課 (1) 指定管理者に対する事項 ア 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの 基本協定書の規定では、本業務等に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとされている。しかしながら、平成29年4月に購入した物品の代金を平成28年度会計の支出として計上しているものが見受けられた。今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。	(1) ア 今後は、基本協定書に従い正しい 会計年度で経理処理を行うようにい たします。	
(2) 所管課に対する事項 ア 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの 基本協定書の規定では、指定管理者が提出した業務報告書等に基づき、指定管理者が行う本業務等の実施状況の確認を行うものとされている。 しかしながら、平成29年4月に購入した物品の代金を平成28年度会計の支出として計上していた指定管理者の経理処理について、適切な指導が行われていないものが見受けられた。 今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。	(2) ア 正しい会計年度で経理処理を行うように指定管理者に指導しました。 今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をいたします。	

イ 備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理 者である課の長は、物品を処分したときは、 直ちに会計管理者に通知しなければならな いとされ、会計管理者は、当該通知をうけた ときは、関係帳簿を整理しなければならない とされている。

しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。

◎大分市関崎海星館[指定管理者名]大分エージェンシー株式会社 代表取締役 髙倉 康弘

[所管課]

社会教育課

- (1) 指定管理者に対する事項
- ア 規則に従った適正な事務処理が行われていないもの

大分市関崎海星館条例施行規則の規定 では、指定管理者が特に必要があると認め る場合において教育委員会の承認を得た ときは、開館時間及び休館日を変更するこ とができるとされている。

しかしながら、教育委員会の承認を得て変更した開館時間及び休館日を再度変更したにもかかわらず、再承認を得ていないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

- イ 基本協定書に従った適正な事務処理が 行われていないもの
- ① 基本協定書の規定では、教育委員会があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができるとされている。

しかしながら、書面による事前承認を得ず、第三者に委託しているものが見受けられた。

イ 既に廃棄済の備品について会計管 理者あてに物品処分の通知を行いま した。

今後は、大分市物品取扱規則に従い備品の適切な管理をいたします。

(1)

ア 毎月の海星館スタッフ会議の中で、翌月事業等の内容確認を行い、 年度の事業計画との差異が生じた場合は、事前に社会教育課へ変更承認 依頼を提出するようにいたしました。

1

① 平成29年度は、第三者への委託について追加承認を得ました。

今後、遺漏のないよう適正な事務 処理に努めます。 今後は、基本協定書に従い適正な事務処 理をされたい。

② 基本協定書の規定では、指定管理者は、 本業務等の実施及びその実施に係る経理 の状況に関する書類を常に整備するとと もに、収支状況等を記載した業務報告書を 教育委員会に提出しなければならないと されている。

しかしながら、業務報告書の記載漏れが 散見されたほか、経理状況に関する書類の 整備が不十分であったこともあり、収支状 況報告の誤りも散見された。

今後は、経理状況全体が把握できる総勘 定元帳などの会計帳簿を備えるとともに、 適正な業務報告書を作成されたい。

- (2) 所管課に対する事項
- ア 規則に従った適正な事務処理が行われていないもの

大分市関崎海星館条例施行規則の規定 では、指定管理者が特に必要があると認め る場合において教育委員会の承認を得た ときは、開館時間及び休館日を変更するこ とができるとされている。

しかしながら、変更承認した開館時間及び休館日が再度変更されたにもかかわらず、再承認を得るよう指導していないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

- イ 基本協定書に従った適正な事務処理が 行われていないもの
- ① 基本協定書の規定では、教育委員会があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができるとされている。

しかしながら、第三者への委託について、指定管理者から書面の提出を求めていないものが見受けられた。

② 基本協定書の規定では、教育委員会は、 指定管理者が提出した業務報告書等に基 づき、指定管理業務の実施状況及び管理物 件の管理状況の確認を行うこととされて いる。 ② 現金出納帳、預金出納帳(銀行通帳)、売買掛帳など、これらの書類を全てまとめた総勘定元帳を作成いたしました。

今後は、総勘定元帳により経理状況全体を把握し、適正な処理に努めます。

(2)

ア 年度計画書等の再審査を行い、変 更点について事前に変更承認を提出 するよう指導いたしました。

イ

① 平成29年度は、第三者への委託について追加承認を行い、今後遺漏のないよう指導いたしました。

② 業務報告書や収支状況報告書については、担当職員だけでなく複数の職員によるチェック体制の強化を行うことといたしました。

しかしながら、業務報告書の記載漏れや 収支状況報告の誤りが散見され、業務の実 施状況等の確認が不十分であった。

今後は、業務実施状況の確認を強化し、 基本協定書に従った適正な事務処理を徹 底されたい。

ウ 備品の管理が適切でないもの

大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者である課の長は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされ、会計管理者は、当該通知をうけたときは、関係帳簿を整理しなければならないとされている。

しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。

今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。

ウ 指定管理者と一緒に備品台帳を基 に在庫についての現地確認を行うと ともに、備品台帳の管理についても 適宜指導いたします。